

「平成 21 年 7 月版 静岡県石油コンビナート等防災計画」

追補（平成 22 年 4 月現在）

別添 1 静岡県石油コンビナート等防災計画の沿革

別添 2 平成 22 年 4 月 時点修正等

静岡県石油コンビナート等防災本部 事務局

別添1

静岡県石油コンビナート防災計画の沿革

平成22年4月現在

年 度	策定・改定状況
昭和52年度	静岡県石油コンビナート防災計画 策定
昭和54年度	静岡県石油コンビナート防災計画の改定 大規模地震対策に関する事項を追加
平成2年度	静岡県石油コンビナート防災計画の改定 時点修正、資料編の増強
平成6年度	静岡県石油コンビナート防災計画の改定 時点修正、資料編の増強
平成16年度	静岡県石油コンビナート防災計画の改定 時点修正、資料編の増強
平成20年度	静岡県石油コンビナート防災計画の改定 平成18年度に実施した「静岡県石油コンビナート等防災アセスメント調査」の結果に基づき、全面改訂
平成21年度	静岡県石油コンビナート防災計画の改定 神奈川・静岡地区広域共同防災協議会が配備した、大容量泡放射システムの運用について規定

別添2 「平成21年7月版 静岡県石油コンビナート防災計画」に係る
平成22年度 時点修正等

平成22年4月現在

1 関係機関の組織改変等に伴う修正

- (1) 静岡県石油コンビナート等災害本部運営要領の変更：資料編2ページ
変更後の要領は別紙1のとおり

変更前

(庶務)

第9条 本部の庶務は、静岡県総務部危機管理局消防室において処理する。

変更後

(庶務)

第9条 本部の庶務は、静岡県危機管理部消防保安課において処理する。

- (2) 石油コンビナート防災本部本部員・幹事名簿の変更：資料編3ページ
変更後の名簿は、別紙2のとおり

- (3) その他

計画全編に渡り、(1)、(2)に準じた読み替えを行なう。

- 2 経済産業省における電気保安関係業務について、中部近畿産業保安監督部に係るものである旨を明記する。：計画7ページ、59ページ、資料編4ページ

変更後の計画等は、別紙3-1、3-2、3-3のとおり

別紙1 静岡県石油コンビナート等防災本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県石油コンビナート等防災本部条例(昭和51年静岡県条例第55号)第5条の規定に基づき、静岡県石油コンビナート等防災本部(以下「本部」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 本部の会議(以下「会議」という。)は、必要の都度本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに本部に付議する事項をあらかじめ、各本部員に通知して行う。

(定足数)

第3条 会議は、本部長及び本部員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

(議決)

第4条 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数の場合は、本部長の決するところによる。

(本部員の代理出席)

第5条 本部員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 本部員及びその代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を本部長に届け出なければならない。

(専決処分)

第6条 本部長は、会議を招集する暇がなく、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、本部が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(部会)

第7条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

2 本部長は、部会に出席し、発言することができる。

3 第2条第2項及び第3条から第5条までの規定は、部会に準用する。

(議事録)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、本部長の指名する出席本部員2名以上がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、静岡県危機管理部消防保安課において処理する。

附則

この要領は、昭和51年11月8日から施行する。

この要領は、平成16年6月16日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

平成22年4月1日現在

本部長

静岡県知事

石災法第28条第4項による本部長職務代理者

静岡県副知事

区分	機関名	本部員	幹事
28条 第5項 第1号	関東管区警察局	広域調整部長	災害対策官
	関東東北産業保安監督部	部長	保安課長
	中部地方整備局	局長	清水港湾事務所長 静岡国道工事事務所長
	清水海上保安部	部長	警備救難課長
	静岡労働局	局長	安全衛生課長
2号	陸上自衛隊第34普通科連隊	連隊長	第三科長
3号	静岡県警察本部	本部長	災害対策課長
4号	静岡県	副知事	—
		危機管理監	危機管理部理事 危機管理部消防保安課長
		企画広報部長	総務課長
		くらし・環境部長	総務監
		健康福祉部長	政策監
		経済産業部長	総務監
		交通基盤部長	政策監
		企業局長	経営課長
		清水港管理局長	港営課長
5号	静岡市	市長	防災対策課長
7号	静岡市消防局	消防長	警防課長
8号	清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	会長	鈴与(株) 袖師埠頭事業部長
	清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会	副会長	東燃ゼネラル石油(株) 環境安全課長
9号	中部運輸局静岡運輸支局	支局次長	首席運輸企画専門官
	静岡地方气象台	台長	防災業務課長
	東海旅客鉄道(株)静岡支社	支社長	総務課長
	日本赤十字社静岡支部	事務局長	救護・青年課長

- ア 事業所における労働災害防止の指導、監督
 - イ 災害発生時における労働災害調査
 - ウ 災害救助法が適用された場合、被災事業所に対する労災保険料の延納措置
 - エ 被災事業所に対する救急薬品の配布
 - オ 業務上被災労働者に対する労災保険の給付
- (3) 関東東北産業保安監督部及び関東経済産業局
- ア 第一種事業所の新設等届出に係る現地調査及び工事完了後の確認
 - イ 特定事業所に対する立入検査
 - ウ ガス等施設の保安に関する指導、監督及び事故発生時の調査
 - エ 生活必需品、復旧資機材等防災関係機関物資の円滑な供給確保
 - オ 商工鉱業の事業者の事業の正常な運営の確保
 - カ 被災中小企業の振興

(3-2) 中部近畿産業保安監督部

電気施設の保安に関する指導、監督及び事故発生時の調査

(4) 中部地方整備局

(港湾関係)

- ア 地震、津波、高潮、波浪及び浸食から港湾及び地域住民の生命、財産等を保護するための港湾施設の整備及び助言
- イ 震災時の緊急物資及び人員輸送用岸壁等所管施設の耐震性の確保
- ウ 港湾施設等の被災に際し、必要に応じて行う総合的な応急対策及び応急復旧並びに助言
- エ 海上の流出油災害に対する除去等の措置

(道路関係)

- オ 緊急輸送の確保に関する助言
- カ 管轄する道路施設についての災害予防、災害応急対策及び災害復旧工事の実施

(5) 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

- ア 海上における情報の収集・伝達及び災害原因、被害状況の調査
- イ 被災船舶乗組員の救出
- ウ 消火活動及び流出油防除活動についての特定事業所等の指揮、監督
- エ 被害拡大防止措置の実施
- オ 海上警戒区域の設定及び警戒の実施
- カ 海上交通規制の実施・避難勧告及び被災船舶の処分、曳航命令
- キ 災害時における海上緊急輸送
- ク 海上災害に関する広報

(6) 中部運輸局

- ア 災害時における海上応急輸送のための民間船舶への協力要請
- イ 船舶港湾荷役施設、倉庫及び造船所等の被害状況

(7) 東京管区気象台（静岡地方気象台）

- ア 気象、高潮、波浪等の予報及び警報等の発表並びに気象情報の発表

(2) 関東東北産業保安監督部

火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、都市ガスの保安確保

(2-2) 中部近畿産業保安監督部

電気の保安確保

(3) 国土交通省中部地方整備局

ア 道路施設対策等

イ 港湾施設対策等

(4) 国土交通省中部運輸局

ア 鉄道事業者に対し、最寄駅等で停車した列車乗客の安全な避難誘導の指導

イ 運輸関係等業者に対し、迅速・正確な情報の伝達

ウ 緊急輸送に必要なトラック・バス等の車両及び船舶の配置の要請

エ 海上保安部と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

(5) 東京管区気象台（静岡地方気象台）

ア 県知事に対する東海地震予知情報の通報

イ 東海地震予知情報等の照会に対する応答と解説

ウ 異常現象に関する情報が市長から通報された場合、すみやかに気象庁に報告し、適切な措置を講ずること。

(6) 第三管区海上保安本部（清水海上保安部）

ア 港内在泊船舶に対する東海地震予知情報の伝達

イ 湾内における船舶交通の入港制限、禁止

ウ 海水浴客等に対する情報伝達

エ 海上における治安の維持、海上交通の安全確保

オ 中部運輸局と協力して海運事業者の応急措置の実施指導

5 特定事業所

特定事業所等は、警戒宣言が発令された場合、緊急の保安措置を講ずるものとする。

また、東海地震注意情報を受けた場合には、警戒宣言の発令に備えて、緊急措置の実施準備・その他必要な措置を行なうものとする。

(1) 特定防砂施設等の管理強化及び防災組織の設置

(2) 防災資機材の起動点検・数量等の確認及び搬出準備

(3) 製造設備、貯蔵設備、用役設備等の点検・維持管理の徹底

(4) 防災設備の点検

(5) 緊急時の応急措置の徹底

- (6) 通報連絡体制の確立
- (7) 防災本部への応急対策実施報告書の提出
- (8) その他地震防災上必要な措置

機関名	担当部課	電話番号(内線) FAX番号(内線)	夜間・休日の 連絡先(内線)	住 所
総務省消防庁	特殊災害室	03-5253-7528 03-5253-7538	03-5253-7777 03-5253-7553	〒100-8927 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
経済産業省	原子力安全・保安院 保 安 課	03-3501-1706 03-3501-2357	03-5253-7777 03-5253-7553	〒100-8986 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	048-600-6000 048-601-5022	048-600-6000	〒330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東経済産業局	総務企画部 総 務 課	048-600-0211 048-601-1310	048-600-0211	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東東北産業保安 監督部	保 安 課	048-600-0294 048-601-1317	090-2665-3109	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
中部近畿産業保安 監督部	電力安全課	052-951-2817 052-951-9802	080-5471-7239	〒460-8501 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2
中部地方整備局	企画部防災課	052-953-8357 052-953-8362	052-953-8256 (災害対策時)	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三ノ丸 2-5-1
中部地方整備局	清水港湾事務所	054-352-4149 054-353-3072		〒424-0922 静岡市清水区日の出町 7-2
	静岡国道事務所	054-250-8906 054-252-5809	054-250-8906 054-252-5809	〒420-0054 静岡市葵区南安倍 2-8-1
静岡地方气象台	防災業務課	054-282-3521 054-287-8304	054-282-3521 054-287-8304	〒422-8006 静岡市駿河区曲金 2-1-5
清水海上保安部	警備・救難課	054-353-0118 054-353-7118	054-353-0118	〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9-1
静岡労働局	安全衛生課	054-254-6314 054-221-7038		〒420-8639 静岡市葵区追手町 9-50
陸上自衛隊 第34普通科連隊	第 3 科	0550-89-1310(273) 0550-89-1310(489)	0550-89-1310 (301・302)	〒412-0048 御殿場市板妻 40-1
日本赤十字社 静岡県支部	救難・青少年課	054-252-8131 054-254-5830		〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-17
中部運輸局静岡運 輸支局(清水庁舎)	運航担当	054-352-0174 054-355-0432		〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9番 1号
東海旅客鉄道(株) 静岡支社	管理部総務課	054-284-2319 054-280-0022	054-284-2226 輸送指令	〒420-0851 静岡市葵区黒金町 4
静 岡 県	危機管理部	054-221-2076	054-221-2072	〒420-8601
	消防保安課	054-221-3327	054-221-3252	静岡市葵区追手町 9-6
清水港管理局	港 営 課	054-353-2208 054-353-0380		〒424-0922 静岡市日の出町 9-25
静岡県警察本部	災害対策課	054-271-0110 (4906~4910)	054-271-0110	〒420-8610 静岡市葵区追手町 9-6
清水警察署	警 備 課	054-366-0110	054-266-0110	〒424-0014 静岡市清水区天王町南 1-35

静岡市経営管理局 危機管理部	防災対策課	054-221-1241 054-221-5783	054-254-2146	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1
静岡市消防局 警防部	警防課	054-255-9707 054-255-9734	054-255-9707 054-255-9734	〒420-0853 静岡市葵区追手町 6-2